

諮問日：令和7年10月8日（令和7年度（個）諮問第11号）

答申日：令和8年3月30日（令和7年度（個）答申第21号）

件名：大阪地方裁判所における裁判所書記官等により録音された特定事件の特定の口頭弁論期日の内容の録音データ又は速記録に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「請求人が原告として参加した裁判大阪地裁特定事件裁判の第1審最終口頭弁論期日（特定年月日特定曜日）内容を書記官などによって録音された録音データまたは速記録」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した文書は、保有個人情報開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が令和7年7月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人が開示請求した文書は、裁判文書ではなく、いち書記官の手元資料であり、それは、裁判記録にあたらぬ以上、司法行政文書に該当する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判所における保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、司法行政文書に記録された個人情報に限られる。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電

磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

法廷内での期日における録音は調書作成という裁判事務のために行われるものであるため、当該期日の録音データは裁判事務に関する文書に当たり、また、当該期日におけるやりとりを文字化した速記録等は訴訟記録そのものにほかならず、裁判事務に関する文書に当たる。

- 2 これに対し、苦情申出人は、原判断につき、申立人が開示請求した文書は、裁判文書ではなく、いち書記官の手元資料であり、それは、裁判記録にあたらぬ以上、司法行政文書に該当する旨主張するが、司法行政事務において、録音データや速記録等を司法行政文書として保有していることは通常想定されず、大阪地方裁判所において保有すべき特段の事情もないことから、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年10月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年2月20日 審議
- ④ 同年3月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

苦情申出人による開示の申出に照らせば、本件対象個人情報、特定の事件における特定の期日の経過を録音したデータ又は同経過を記録した速記録であり、いずれも特定の事件の審理及び判断の過程で作成又は取得される裁判事務に関する文書であるから、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

苦情申出人は、本件対象個人情報は司法行政文書に該当する旨主張するが、独自の見解であり採用できない。

2 以上のおり、原判断については、本件対象個人情報が保有個人情報の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕